

# 国家公務員共済組合について

—事業内容と貸付債権証券化—



平成29年9月

国家公務員共済組合連合会

# — 目次 —

- ❖ 国家公務員共済組合の概要
- ❖ 国家公務員共済組合の事業
- ❖ 短期給付事業
- ❖ 長期給付事業
- ❖ 福祉事業
- ❖ 連合会の事業概要
- ❖ 組合貸付金の債権流動化・証券化

# 国家公務員共済組合の概要(1)

## ■ 国家公務員共済組合制度の概要

国家公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合法(以下「国共法」という。)の規定に基づいて、国家公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して、短期給付及び長期給付並びに福祉事業を行い、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、当該国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的としている。

## ■ 国家公務員共済組合

国家公務員共済組合は、民間の健康保険に相当する短期給付事業や福祉事業を行っており、原則として、各省各庁等ごとに、その所属する職員及びその所管する特定独立行政法人の職員をもって組織する共済組合(以下「組合」という。)を設けることとされている。また、この他、例外的に、勤務の特殊性などを考慮して同一省庁内で一定の職員をもって組織する複数の共済組合を設けることが出来ることとされている。

## ■ 国家公務員共済組合連合会

共済組合の行う事業のうち、業務運営上共同して行うことが適当と認められる長期給付の決定や支払い、積立金の運用業務及び単独の共済組合では運営が困難あるいは非効率である宿泊施設や病院を経営するなどの福祉事業を実施するために国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)が設けられている。

# 国家公務員共済組合の概要(2)

## ■ 制度の沿革

年	内 容	法律等	備考
明治 8年	陸軍・海軍軍人恩給制度の創設	太政官達	公務員年金制度の始まり
40年	帝国鉄道庁現業員共済組合の設立	勅令	法的根拠を持った最初の共済制度
45年	海軍共済組合の設立	勅令	旧令共済年金
大正 8年	陸軍共済組合の設立	勅令	旧令共済年金
12年	恩給制度の統合	恩給法	
昭和21年	軍人恩給等の廃止及び制限	ポツダム勅令	
22年	新公務員制度の確立	国家公務員法	官吏と雇庸人の区分廃止
23年	国家公務員共済組合法制定	国共法(旧法)制定	勅令の雇用人共済組合の統合
24年	非現業官庁の雇庸人に国共法を適用	国共法一部改正	官吏は恩給、雇庸人は共済の年金制度
28年	国家公務員退職年金制度に関する勧告	人事院勧告	恩給、共済を廃止し、拠出制統合制度創設
30年	公務員制度調査会の答申	公務員制度調査会答申	
33年	国家公務員における新共済年金制度の創設	国共法(新法)制定	恩給・共済制度の統合
58年	公共企業体職員等共済組合法廃止	国共法・公企体統合法	JR、JT、NTTを国共済に統合
61年	基礎年金制度の導入等制度体系の再編成	各年金法の全面改正	1階部分(基礎年金)の一元化
平成元年	被用者年金制度間調整事業創設	制度間調整法制定	費用負担の不均衡の是正
8年	旧公共企業体共済組合の厚生年金への統合	厚年法、国共法一部改正	公的年金制度一元化の推進
16年	国共済と地共済の財政単位の一元化	国共法、地共法一部改正	公的年金制度一元化の推進
27年	被用者年金制度の一元化、退職等年金給付制度の創設	厚年法、国共法一部改正	公的年金制度一元化、新3階年金の創設

## ■ 組合の名称及び組合員数(20組合)

組合名	組合員数 (人)	組合名	組合員数 (人)	組合名	組合員数 (人)	組合名	組合員数 (人)
衆議院	2,551	財務省	74,971	裁判所	25,670	日本郵政	229,734
参議院	1,235	文部科学省	170,033	会計検査院	1,252	連合会職員	12,248
内閣	12,513	厚生労働省	30,369	防衛省	261,457	合計	1,064,204
総務省	6,523	農林水産省	23,358	刑務	23,389		
法務省	29,288	経済産業省	12,583	厚生労働省第二	70,803		
外務省	6,093	国土交通省	63,976	林野庁	6,158		

(注)組合員数は、平成27年度末である。

本資料は、平成29年8月1日現在入手している情報に基づき作成されています。

# 国家公務員共済組合の概要(3)

## ■ 組合及び連合会の設立と業務運営

項目	組合	連合会
設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省各庁及び日本郵政(株)ごとに設立</li> <li>・職域の事情により同一省庁で複数の組合もあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての組合をもって組織</li> </ul>
事業法人格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定</li> <li>・あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>
定款	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定事項について規定</li> <li>・定款変更は、財務大臣認可事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・厚生年金保険給付及び退職等年金給付の事業に関する事項、退職等年金給付に関する掛金率等に関する事項、審査会に関する事項等</li> </ul>
登記		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記義務(独立法人等登記令)</li> </ul>
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条(代表者の行為についての損害賠償責任)準用</li> </ul>
役員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長、監事は、財務大臣任命</li> <li>・他の理事(組合代表を除く)は、財務大臣の許可を受けて理事長が任命</li> <li>・任期、欠格事項等の規定</li> </ul>
運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員10人以内で組織</li> <li>・法定事項について議を経る必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員16人以内で組織、委員の半数は組合員を代表する者</li> <li>・法定事項について議を経る必要</li> </ul>
準公務員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合に使用され、その事務に従事する者は、刑法上のみなし公務員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
借入金の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務大臣の承認のない限り借入は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>
監督者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務大臣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>

## ■ 財務大臣の監督権限

項目	監督内容	根拠規定
定款	財務大臣の認可	国共法 § 6
事業計画及び予算	財務大臣の認可	国共法 § 15
決算	財務大臣の承認	国共法 § 16
借入金の制限	財務大臣の承認なければ借入れ不可	国共法 § 17
役員任命・解任	連合会理事長、監事は財務大臣が任命(解任)、他の理事は財務大臣認可を受けて理事長が任命(解任)	国共法 § 29、32
業務執行	財務大臣の監督	国共法 § 116
事業報告書	毎月財務大臣あて提出	国共法 § 116
監査	財務大臣は、必要があると認めるとき、業務及び財産の状況の監査が可能	国共法 § 116
命令	財務大臣は、必要があると認めるとき、監督上必要な命令が可能	国共法 § 116
罰則	罰金、過料	国共法 § 128、129
積立金の管理運用の方針	財務大臣の承認	厚年法 § 79-6、 国共法 § 35-3、 国共法附則 § 49-3

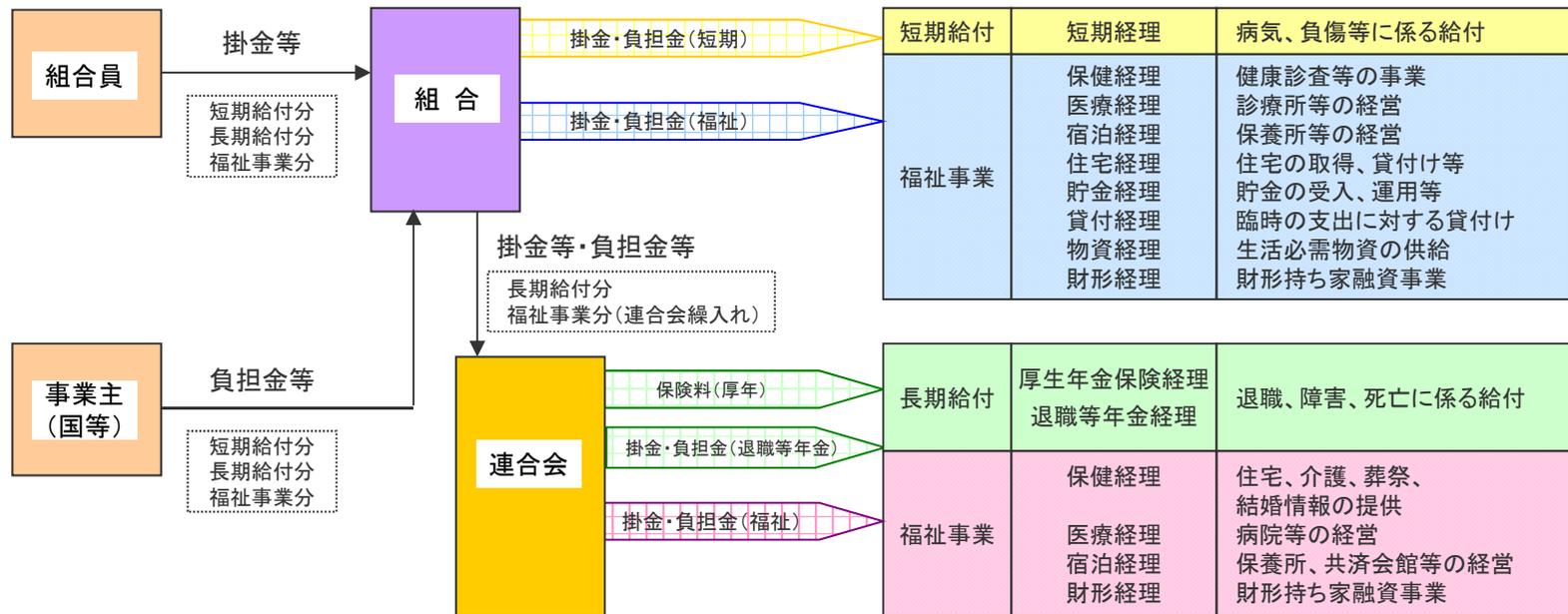
# 国家公務員共済組合の事業

## ■ 事業の概要

事業区分	運営主体	事業内容	財源	
			事業費用	事務費用
短期給付事業	組合	組合員又はその被扶養者の病気、負傷、死亡、休業又は災害に関する給付	組合員(掛金) 事業主(負担金)	折半負担 事業主(予算額)
長期給付事業	連合会	組合員等の退職、障害及び死亡を支給事由とする年金及び一時金給付	組合員(保険料・掛金) 事業主(保険料・負担金)	折半負担 事業主(予算額)
福祉事業	組合・連合会	組合員の福祉の増進に資するための福祉事業の運営	組合員(掛金) 事業主(負担金)	折半負担 事業収入

(注)長期給付は、厚生年金保険給付及び退職等年金給付をいう。

## ■ 事業と資金の流れ



(注)平成27年10月の被用者年金制度一元化(7ページ参照)に伴い共済年金の職域部分は廃止されたが、それ以前から組合員であった者に対しては加入期間に応じた年金が支給される。連合会は、上記の経理区分とは別にこの支給を行うための経理(経過的長期経理)を設け、当該組合員の退職等に係る給付を行っている。

# 短期給付事業

組合員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業又は災害に関し、短期給付事業を行うこととしている。

・被用者の全ては健康保険法による健康保険制度に加入することとされているが、共済組合の組合員に関しては、国共法による短期給付制度を代行制度とすることで健康保険法による給付を行わず、保険料も徴収しないこととした特例措置がとられている。ただし、短期給付制度は健康保険法の代行制度であることから、健康保険法の給付の種類及び程度以上の給付でなければならないこととされている。また、短期給付制度では、健康保険法では行われていない休業手当金、弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金の給付、雇用保険法で行われている育児休業給付に相当する育児休業手当金及び介護休業給付に相当する介護休業手当金の給付を行っている。

・短期給付の財源である保険料は、当該年度における短期給付に要する費用の予想額と当該事業年度における短期給付に係る掛金(本人負担)及び負担金(事業主負担)の額とが等しくなる(1年間の保険料収入で1年間の給付を賄う)ように定められている。

## ○短期給付の種類及び内容

給付区分	対象	給付の種類	給付事由
保健給付	組合員	療養の給付	組合員の私傷病
		療養費	
		入院時生活療養費	特定長期入院組合員の私傷病による生活療養
		入院時食事療養費	組合員(特定長期入院組合員を除く)の私傷病による入院時の食事療養
		保険外併用療養費	組合員の私傷病による評価療養又は選定療養
		訪問看護療養費	組合員の私傷病による指定訪問看護
		移送費	組合員が療養給付を受けるための病院等への移送
		家族療養費	被扶養者の私傷病
		家族訪問看護療養費	被扶養者の私傷病による指定訪問看護
		家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるための病院等への移送
		高額療養費	組合員及び被扶養者の私傷病
		高額介護合算療養費	
		出産費	組合員の出産
	家族出産費	被扶養者の出産	
被扶養者	組合員	埋葬料	組合員の死亡
		家族埋葬料	被扶養者の死亡
休業給付	組合員	傷病手当金	私傷病の休業
		出産手当金	出産のための休業
		休業手当金	被扶養者の傷病等のための欠勤
		育児休業手当金	育児のための休業
		介護休業手当金	介護のための休業
災害給付	遺族 組合員	弔慰金	組合員の非常災害による死亡
		家族弔慰金	被扶養者の非常災害による死亡
		災害見舞金	非常災害による住居家財の損害

# 長期給付事業(1)

## ■ 被用者年金制度一元化及び退職等年金給付制度の創設

被用者年金制度は、民間企業の会社員などを対象とする厚生年金と公務員などを対象とする共済年金に分かれて運営されていたが、少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間サラリーマンや公務員を通じ、同じ保険料を負担し、同じ年金給付を受けるという年金制度の公平性を確保することにより公的年金に対する国民の信頼を高めるため、平成27年10月に被用者年金制度が一元化され、共済年金制度は厚生年金制度に統一された。

また、一元化に伴い、共済年金の職域部分は廃止されたが、退職給付の官民均衡を図る観点から退職給付の一部として、年金払いの退職給付制度(退職等年金給付制度)が新たに設けられた。

連合会では長期給付事業として、一元化前は共済年金制度に関する業務を運営していたが、一元化後は①厚生年金保険制度において4つの種別(注)に分けられる厚生年金保険の被保険者のうち、国家公務員共済組合の組合員に係る実施機関として年金の裁定や支給などの業務、及び②退職等年金給付制度における年金の決定や支給、財政運営などの業務を行うこととなった。

(注) 第1号厚生年金被保険者(民間企業の会社員など)、第2号厚生年金被保険者(国家公務員共済組合の組合員)、第3号厚生年金被保険者(地方公務員共済組合の組合員)、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員共済の加入者)

(給付の種類)

厚生年金保険給付	老齢厚生年金	障害厚生年金 障害手当金	遺族厚生年金
退職等年金給付	退職年金	公務障害年金	公務遺族年金

なお、一元化に伴い廃止された共済年金の職域部分については、平成27年10月よりも前に国家公務員共済組合の組合員であった者に対しては加入期間に応じた年金(経過的長期給付)が支給されることになっており、連合会はその決定や支給などの業務も行う。

# 長期給付事業(2)

## ■ 事業の概要



## ■ 事業と資金の流れ



※一元化に伴い廃止された共済年金の職域部分については、平成27年10月よりも前に国家公務員共済組合の組合員であった者に対しては加入期間に応じた年金が支給される。

# 長期給付事業(3)

## ■ 長期給付の財政

### ● 厚生年金保険制度

一元化前の共済年金制度の財政については、平成13年3月に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」において国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合は、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、財政単位の拡大と共通部分の費用負担の平準化を図ることが公的年金一元化の推進に資するとして、平成16年の改正で、それぞれの組織、制度は独立したままで、両制度間の財政調整を行うとともに最終的に保険料率を一本にするための制度が導入された。

また、共済年金制度では、年金財政の長期的な安定を図るため、国共法において少なくとも5年ごとに保険料率の算定基礎を洗い直し、保険料を見直す財政再計算(平成16年度からは、国共済と地共済との間で財政単位の一元化に伴う保険料の段階的一本化や両制度間での財政調整が行われ、両共済同一の保険料とした財政見通し)が行われていた。

一元化により共済年金制度は厚生年金制度に統一されることとなったが、公的年金(国民年金・厚生年金)については、財政を持続させる仕組みとして、マクロ経済スライド(そのときの社会情勢(現役人口の減少や平均余命の伸び)に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組み)による給付水準の調整や少なくとも5年ごとの財政検証(※公的年金の収支の見通しや、マクロ経済スライドに関する見通しを作成し、公的年金財政の健全性を検証すること)が実施される。

なお、一元化に際し、共済年金制度における国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位が引き続き一元化されていることを前提に一元化の制度設計が行われていることから、一元化後においても、引き続き地方公務員共済組合との財政調整を行うこととされた。  
(※厚生労働省HPより(財政検証 マクロ経済スライド))

### ● 退職等年金給付制度

退職等年金給付制度の財政運営は、組合員自身が年金を受給するときに必要な額を組合員である間に積み立てる積立方式としている。また、給付設計はキャッシュバランス方式(注)とし、財政の安定性に重点を置いた制度設計としている。

少なくとも5年ごとに、退職等年金給付にかかる収入及び支出について長期間の見通しを計算し、必要に応じて付与率や掛金率等を見直す財政再計算を実施することとしている。なお、退職等年金給付制度においても、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の財政単位は一元化されており、財政調整が行われることとなっている。

(注)キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み

# 福祉事業(1)

組合又は連合会は、社会保険制度として、一定の保険事故が発生した場合には、所定の給付を行って組合員又はその遺族の生活の安定を図ることとしているが、さらに福祉事業財源及び長期給付のための積立金を運用して組合員の福祉増進のための事業を行うことができるものとされている。

福祉事業は、組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康保持増進のために必要な事業を行うことにより短期給付の予防給付的な措置をとるほか、組合員の臨時の支出に対する貸付け、生活必需物資の供給等の事業を行うことにより職員及びその家族の生活の安定に資するように配慮されたものである。

## ○福祉事業の内容と経理単位

法定の福祉事業	経理単位
組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業	■ 保健経理
	■ 医療経理（医療施設の経営）
組合員の保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営	■ 保健経理（保養及び教養に資する施設の経営）
	■ 宿泊経理（宿泊施設の経営）
組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け	■ 住宅経理（住宅の取得、管理、貸付け）
組合員の貯金の受入れ又はその運用	■ 貯金経理
組合員の臨時の支出に対する貸付け	■ 貸付経理
組合員の需要する生活必需物資の供給	■ 物資経理
その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの	■ 指定経理

## 福祉事業(2)

### ■ 組合別福祉経理の状況

	福祉経理						
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
衆議院	○	○			○	●	
参議院	○	○			○	●	○
内閣	○	○			○	●	○
総務省	○	○			○	●	
法務省	○	○			○	●	○
外務省	○	○	○		○	●	○
財務省	○	○			○	●	○
文部科学省	○	○	○		○	●	
厚生労働省	○	○			○	●	
農林水産省	○	○	○		○	●	
経済産業省	○	○			○	●	
国土交通省	○	○	○		○	●	
裁判所	○	○			○	●	
会計検査院	○				○	●	
防衛省	○	○	○	○	○	●	○
刑務	○				○	●	○
厚生労働省第二	○	○			○	●	
林野庁	○	○	○		○	●	
日本郵政	○				○	●	
連合会職員	○				○	●	
連合会	○	○	○				

(出所)平成27年度 国家公務員共済組合事業統計年報

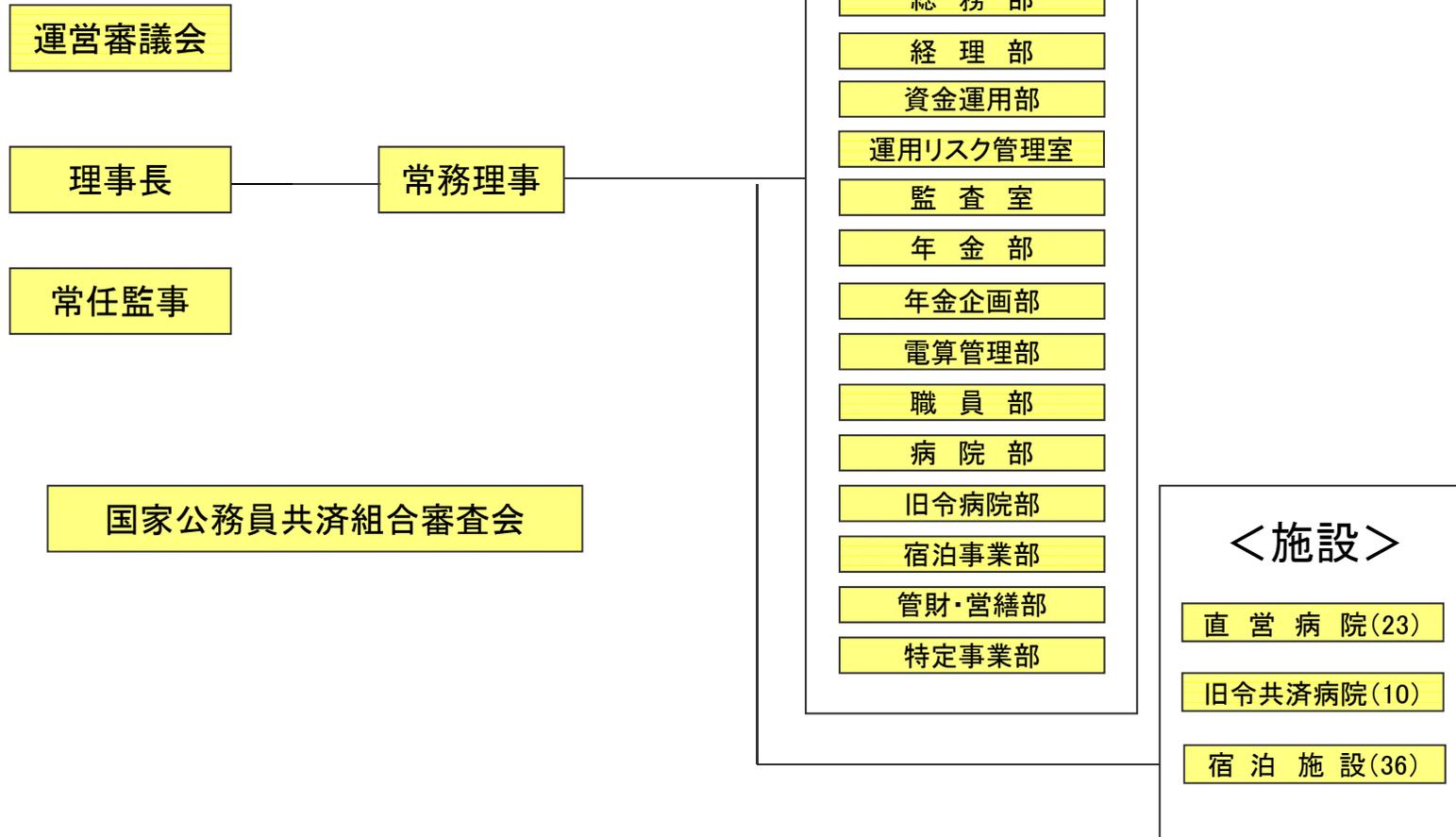
## 連合会の事業概要(1)

- 設立及び沿革
  - 昭和22年4月1日 財団法人政府職員共済組合連合会として発足
  - 昭和24年6月1日 国家公務員共済組合法(旧法)の施行に伴い、非現業職員共済組合連合会を設立
  - 昭和33年4月1日 旧法の全部改正が行われ、現在の国家公務員共済組合法が施行されたことから、同法に基づき国家公務員共済組合連合会に改称
- 目的
  - 連合会は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、国家公務員の職務の能率的運営に資するため、国家公務員共済組合法に基づき、各省庁等の職員で組織された共済組合の事業のうち、長期給付事業、福祉事業を共同で行う。
- 設立根拠法
  - 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- 主務大臣
  - 財務大臣
- 役員数
  - 理事長 1名、常務理事 6名、理事 4名、常任監事 2名、監事 1名
- 職員数
  - 11,912名(本部職員 336名、施設職員 11,576名)

(平成28年度末現在)

# 連合会の事業概要(2)

## ■ 組織の概要図



(平成28年度末現在)

## 連合会の事業概要(3)

### ■ 運営審議会

連合会の業務の適正な運営に資するため、国共法第35条に基づき運営審議会が設置されている。

- 一 委員 委員は、組合員のうちから16人以内で理事長が任命する。また、委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。
- 一 審議事項
  - ・ 定款の変更
  - ・ 運営規則の作成及び変更
  - ・ 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
  - ・ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担
  - ・ その他理事長の諮問に応じて連合会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要な事項につき理事長に建議

### ■ 国家公務員共済組合審査会

組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で国家公務員共済組合審査会に行政不服審査法による審査請求をすることができる。審査会は、国共法第104条に基づき連合会に設置されている。

- 一 委員 委員は、組合員、国及び公益を代表する者それぞれ3人、合計9人で組織するものとし、財務大臣が委嘱する。  
なお、任期は3年とする。

# 連合会の事業概要(4)

## ■ 連合会の事業内容

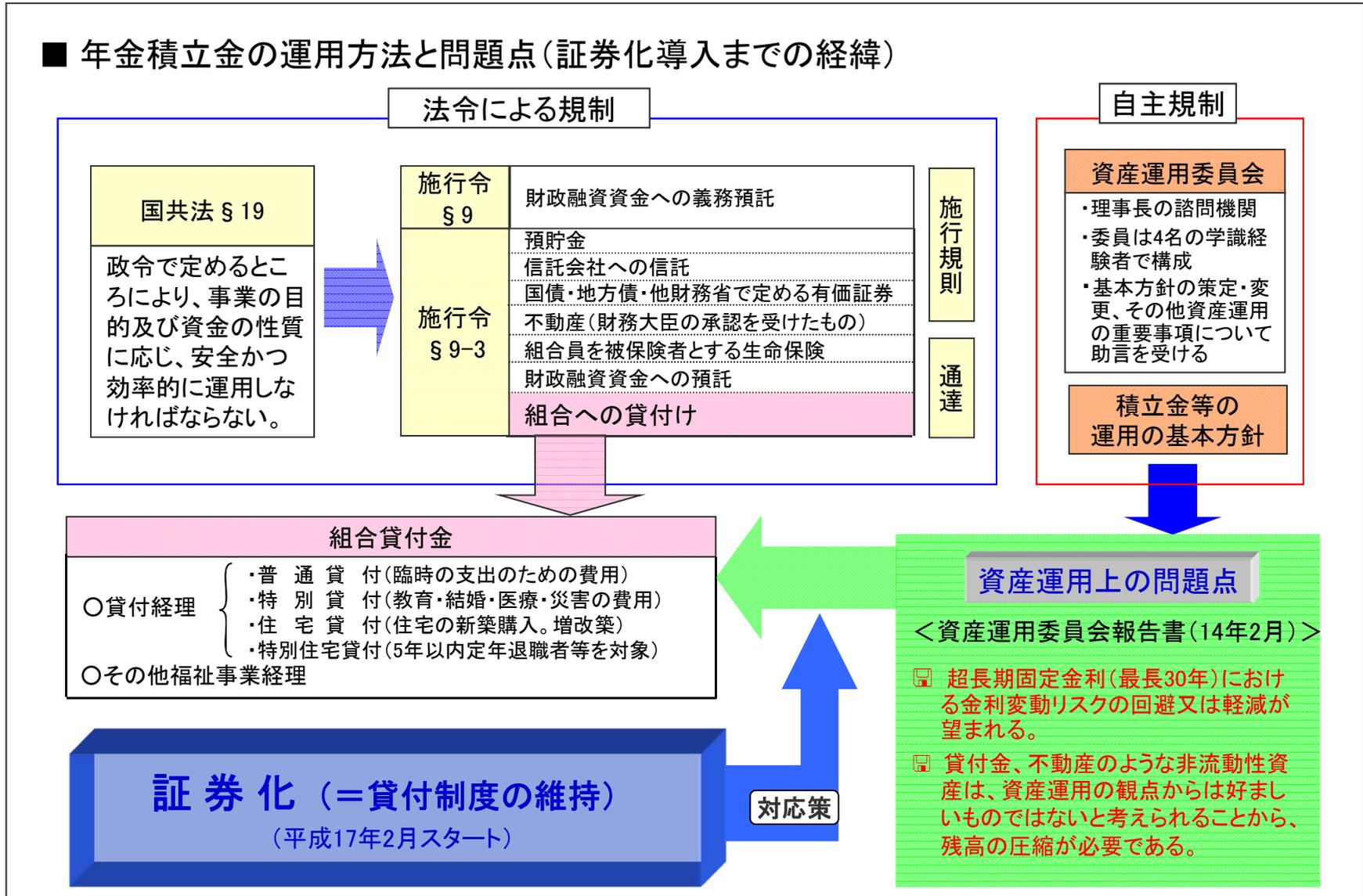
事業区分		業務内容	担当部署
長期給付事業		・組合員または組合員であった者が退職し、障害を受け、若しくは死亡した場合に年金を決定及び支給する業務並びに掛金、負担金の受入に関する業務	年金部 電算管理部
		・退職等年金給付に要する費用の計算(財政再計算)等に関する業務	年金企画部
		・厚生年金拠出金・交付金、基礎年金拠出金及び財政調整拠出金に関する業務	
		・積立金及び長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務	資金運用部
福祉事業	保健事業	・組合員の福祉の増進に資するため、住宅・介護等に関する情報提供事業 ・福祉事業に要する財源の繰入に関する業務及び組合貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務	特定事業部
	医療事業	・組合員やその家族への医療サービスの提供を目的に設立した全国の直営病院を運営	病院部
	宿泊事業	・組合員が福利厚生のため利用できる保養所、共済会館等を全国で運営	宿泊事業部
その他事業	短期給付財政調整事業	・短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付事業等	特定事業部
	財産形成持家融資事業	・組合員等に持家として分譲する住宅の建設及び分譲等の資金の貸付事業	
	旧令共済年金事業	・終戦により廃止された旧陸・海軍共済組合等の年金受給者に対する年金等支給事業	
	ガス障害者救済事業	・旧陸海軍共済組合員であった者のうち、ガス製造等によるガス疾病障害者に対する医療費等支給事業	
	旧令医療事業	・旧海軍共済組合が設けた11カ所の旧令共済病院を旧令特別措置法に基づき承継し運営	旧令病院部

(注1)「長期給付事業」には、平成27年10月の被用者年金制度一元化に伴い廃止された共済年金の職域部分(7ページ参照)に係る年金給付に関する業務を含む。

(注2)「その他事業」とは、国共法附則及び他の法令に基づき経過的に行う事業である。

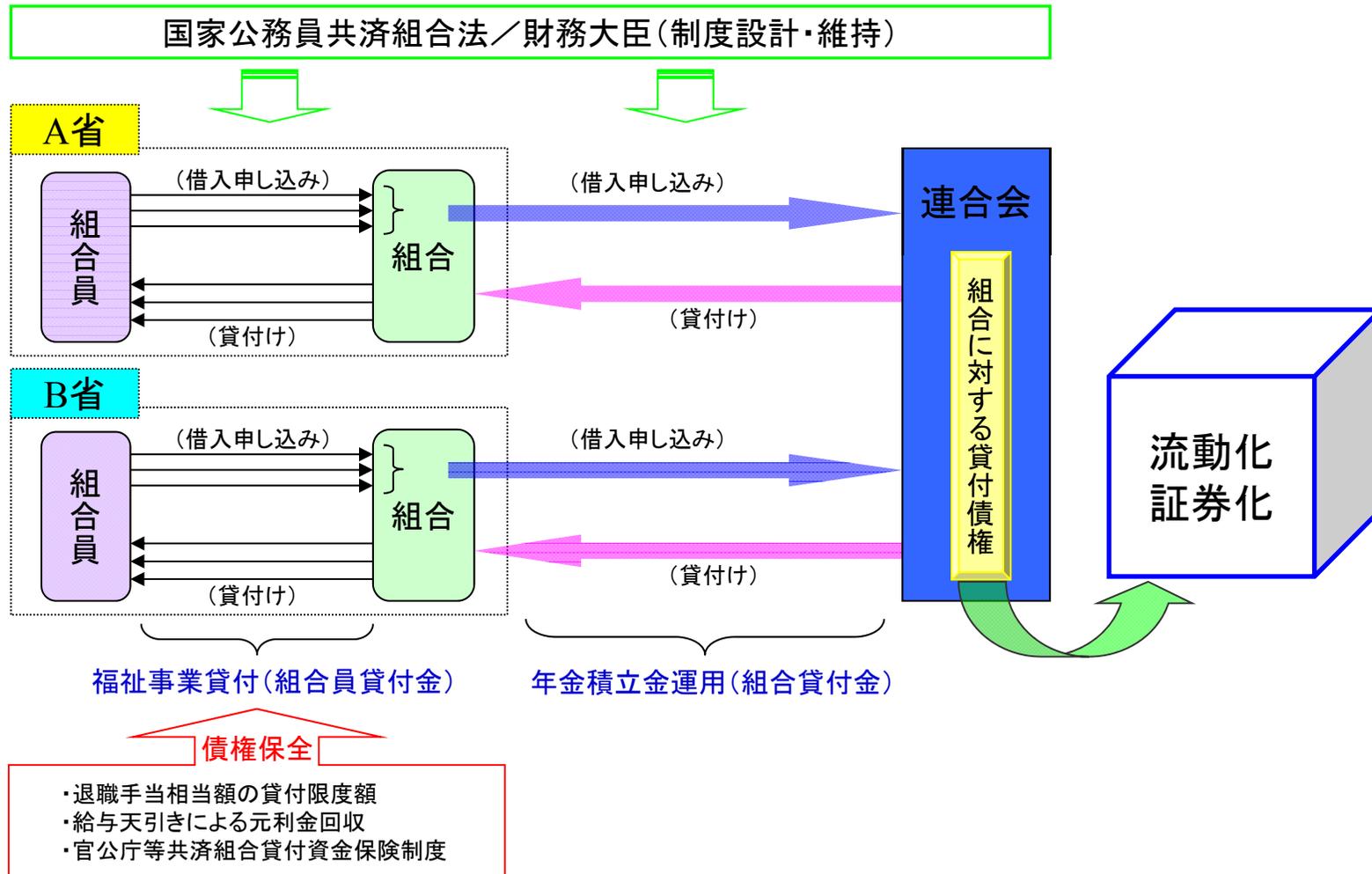
# 組合貸付金の債権流動化・証券化(1)

## ■ 年金積立金の運用方法と問題点(証券化導入までの経緯)



# 組合貸付金の債権流動化・証券化(2)

## ■ 組合貸付金と組合員貸付金との関係



# 組合貸付金の債権流動化・証券化(3)

## ■ 組合貸付制度の概要

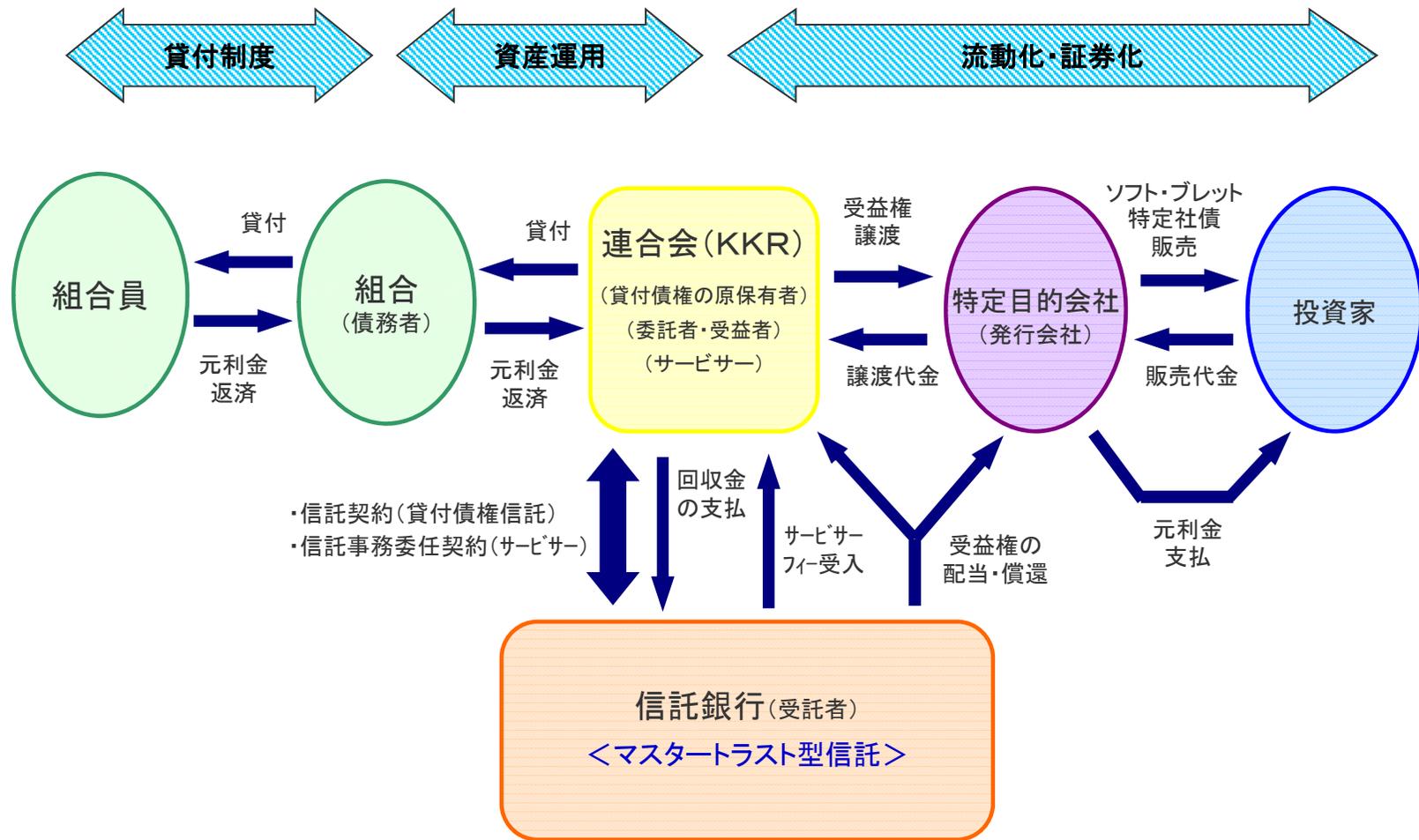
貸付区分		貸付事由	利率	借受人資格	最低保障と貸付限度額	返済条件
普通貸付		組合員が臨時の支出のために費用を要する場合の貸付	年4.26%	組合員期間 6ヵ月以上	月収額の6ヵ月分	90ヵ月以内
特別貸付	結婚	組合員又は被扶養者の教育、結婚、医療(出産を含む)、災害、葬祭等の費用に要する場合の貸付	年2.96%	組合員期間 6ヵ月以上	月収額の6ヵ月分	90ヵ月以内
	教育				月収額の14ヵ月分(1回6ヵ月分)	140ヵ月以内
	災害			組合員	月収額の12ヵ月分	120ヵ月以内
住宅貸付		・組合員又は被扶養者が居住する住宅の新築、購入、増改築のための費用の貸付(住宅部分の床面積が280㎡以下のものに限る) ・組合員又は被扶養者が居住する住宅建築用の宅地購入のための費用の貸付	年2.96%	組合員期間 3年～5年未満	退職手当相当額 最低保障 300万円 限度額 1,200万円	360ヵ月以内 (返済方法) ・元金均等毎月返済 ・元金均等期末手当併用返済 ・元利均等毎月返済 ・元利均等期末手当併用返済
組合員期間 5年～10年未満	5年後の退職手当相当額に5年間に返済する額を加えた額 最低保障 400万円 限度額 1,200万円					
組合員期間 10年～15年未満	5年後の退職手当相当額に5年間に返済する額を加えた額 最低保障 700万円 限度額 2,000万円					
組合員期間 15年～20年未満	5年後の退職手当相当額に5年間に返済する額を加えた額 最低保障 1,200万円 限度額 2,000万円					
組合員期間 20年以上	5年後の退職手当相当額に5年間に返済する額を加えた額 最低保障 1,400万円 限度額 2,000万円					
特別住宅貸付		5年以内に定年退職する組合員又は2年以内に退職を予定する組合員が自己の居住する住宅の新築又は購入の費用の貸付	年3.26%	組合員期間20年以上で、2年以内に自己都合退職又は5年以内に定年退職予定の者	退職手当相当額 限度額2,000万円	原則として退職時一括返済(利息のみ毎月支払い)

(注)

- ① 貸付基準は、各共済組合の貸付規程で定められており、若干異なる。
- ② 月収額＝本俸＋調整手当＋特別調整手当＋扶養手当
- ③ 元金及び利息の年間返済額が年収額の30%を超えるときは、新たな貸付を受けることができない。
- ④ 普通貸付と特別貸付の総額は、月収額の20ヵ月分を超えることができない。
- ⑤ 災害貸付は、元金徴収の据置措置が設定されている。
- ⑥ 育児休業者には、休業期間中に限り元金返済の据置措置が設定されている。

# 組合貸付金の債権流動化・証券化(4)

## ■ スキーム図



# 組合貸付金の債権流動化・証券化(5)

## ■ 特定社債の発行状況

区分	第1回				第2回				第3回			
T M K の名	国家公務員共済組合連合会 第1回CLO(シニア/メザニン)特定目的会社				国家公務員共済組合連合会 第2回CLO(シニア/メザニン)特定目的会社				国家公務員共済組合連合会 第3回CLOシニア特定目的会社			
発行総額	1,000億円				1,000億円				500億円			
発行日	平成17年2月18日				平成17年7月15日				平成18年7月7日			
償還期限別 発行金額 及び利率	シニア債	A号(3年4月)(2008.6.10)	400億円	0.45%	シニア債	A号(3年11月)(2009.6.10)	400億円	0.44%	シニア債	A号(3年11月)(2010.6.10)	200億円	1.48%
		B号(5年4月)(2010.6.10)	300億円	0.78%		B号(5年11月)(2011.6.10)	300億円	0.74%		B号(5年11月)(2012.6.10)	100億円	1.89%
		C号(7年4月)(2012.6.10)	150億円	1.16%		C号(7年11月)(2013.6.10)	150億円	1.10%		C号(7年11月)(2014.6.10)	100億円	2.17%
		D号(10年4月)(2015.6.10)	50億円	1.60%		D号(10年11月)(2016.6.10)	50億円	1.52%		D号(10年11月)(2017.6.10)	100億円	2.40%
	メザニン債	(10年4月)(2015.6.10)	100億円	2.00%	メザニン債	(10年11月)(2016.6.10)	100億円	1.90%	メザニン債	-	-	-
利払日	各号ともに年2回(6・12月)				各号ともに年2回(6・12月)				各号ともに年2回(6・12月)			
格付	R&I : シニア債: AA+ / メザニン債: AA+ (償還時) S&P : シニア債: AA+ / メザニン債: AA+ (償還時)				R&I : シニア債: AA+ / メザニン債: AA+ S&P : シニア債: AA / メザニン債: AA				R&I : シニア債: AA+ S&P : シニア債: AA			
引受会社	大和証券SMBC(主幹事) 野村証券 みずほ証券				大和証券SMBC(主幹事) 野村証券 みずほ証券 日興シティグループ証券				大和証券SMBC(主幹事) 野村証券 みずほ証券 日興シティグループ証券			
区分	第4回				第5回				第6回			
T M K の名	国家公務員共済組合連合会 第4回CLOシニア特定目的会社				国家公務員共済組合連合会 第5回CLOシニア特定目的会社				国家公務員共済組合連合会 第6回CLOシニア特定目的会社			
発行総額	500億円				200億円				100億円			
発行日	平成19年7月6日				平成23年2月3日				平成23年11月28日			
償還期限別 発行金額 及び利率	シニア債	A号(1年11月)(2009.6.10)	200億円	1.21%	シニア債	A号(2年4月)(2013.6.10)	100億円	0.58%	シニア債	(2年7月)(2014.6.10)	100億円	0.61%
		B号(3年11月)(2011.6.10)	150億円	1.55%		B号(3年4月)(2014.6.10)	100億円	0.71%				
		C号(5年11月)(2013.6.10)	50億円	1.88%								
		D号(7年11月)(2015.6.10)	50億円	2.11%								
	メザニン債	-	-	-	メザニン債	-	-	-	メザニン債	-	-	-
利払日	各号ともに年2回(6・12月)				各号ともに年2回(6・12月)				各号ともに年2回(6・12月)			
格付	R&I : シニア債: AA+ S&P : シニア債: AA				R&I : シニア債: AA+ (償還時) S&P : シニア債: AAA (償還時)				R&I : シニア債: AA+ (償還時) S&P : シニア債: AAA (償還時)			
引受会社	大和証券SMBC(主幹事) 野村証券 みずほ証券				大和証券CM(事務主幹事) みずほ証券(共同主幹事) 日興コーディアル証券(共同主幹事)				大和証券CM(事務主幹事) シティグループ証券(共同主幹事)			

※網掛けのある回号の債券については、償還済である。(平成29年7月末現在)

## 組合貸付金の債権流動化・証券化(6)

### ■ 特定社債の発行形態等

発行形態	資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社(TMK)が発行する特定社債	
証券化の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国家公務員共済組向け貸付債権をマスタートラスト方式により信託銀行へ将来にわたり全額信託(信託債権)</li> <li>◆ 信託債権をプールした信託受益権からTMKに売却した信託受益権を裏付け資産として、TMKが特定社債を発行</li> </ul>	
償還方法	ソフト・ブレット = 期限一括償還(ただし、償還方法変更事由の規定あり)	
関係人	アレンジャー	大和証券
	格付機関	格付投資情報センター(R&I) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン(S&P)
	信託銀行	三井住友信託銀行
	社債管理会社・登録機関	三井住友信託銀行
	弁護士	西村あさひ法律事務所
	会計士	青山総合会計事務所 他

# 組合貸付金の債権流動化・証券化(7)

(参考) 組合貸付金(組合員向け)の貸し付け状況

○28年度末貸付金残高

(単位:百万円、%)

区分	金額	構成比
普通貸付	432	0.9
特別貸付	137	0.3
住宅貸付	44,840	98.4
特別住宅貸付	140	0.3
計	45,550	100.0

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

マスタートラスト型信託の  
対象となる貸付金残高

○年次推移

(単位:百万円、%)

年度	① 期首残高	② 増加(貸付)	③ 減少(返済)	④ 期末残高	返済割合 (③/①)
18	699,570	105,349	183,770	621,149	26.3
19	621,149	136,915	196,998	561,065	31.7
20	561,065	132,375	203,826	489,615	36.3
21	489,615	104,173	167,446	426,342	34.2
22	426,342	44,713	106,421	364,633	25.0
23	364,633	35,689	94,844	305,479	26.0
24	305,479	26,092	89,160	242,411	29.2
25	242,411	16,550	90,127	168,834	37.2
26	168,834	13,793	58,819	123,809	34.8
27	123,809	3,448	51,147	76,109	41.3
28	76,109	1,573	32,133	45,550	42.2

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

＜連絡・お問い合わせ先＞

国家公務員共済組合連合会

資金運用部資金管理課

Tel. 03-3222-1841(内線525)

<http://www.kkr.or.jp/>